

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所 / SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2026-10

ハイライト：

栗村化学、トーヨーケムとの特許訴訟に敗訴	1
電力システムの柔軟性を高めるエネルギー貯蔵システム(ESS)、韓国が主導	2
釜山大学の研究チーム、437度に耐える炭素繊維複合材の製造技術を開発	3
コーヒー用品のオンラインモール「メガコーヒー」対フランチャイズ「メガMGCコーヒー」、商標権紛争...勝者は？	4
知識財産処、書体デザインの出願要件を緩和	5



紛争

栗村化学、 トーヨーケムとの特許訴訟に敗訴

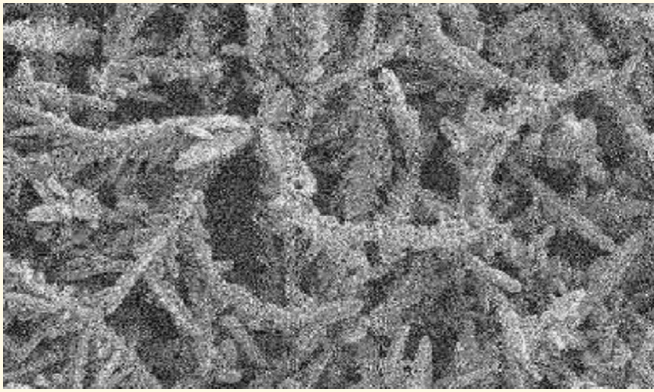
アーティエンスとトーヨーケムは、2022年に栗村化学に対して特許侵害訴訟を提起

栗村化学(ユルチョン化学、Youlchon Chemical)は、日本の化学企業であるアーティエンス(旧・東洋インキ)グループと、その系列会社であるトーヨーケムが共同保有す

る特許の無効化に失敗した。栗村化学は、ソウル中央地方法院で両社を相手取って進めている特許侵害訴訟において、当該特許を侵害していないことを立証する必要がある。

業界によると、今年5月中旬に特許審判院は、アーティエンスとトーヨーケムが保有する特許「導電性シート及びその製造方法、並びに電子部品」(韓国登録特許第10-1846474、以下「'474特許」)に対して栗村化学が請求した無効審判を棄却した。

栗村化学は、「'474特許」における請求項(権利範囲)のうち請求項1および10が無効であると主張したが、特許審判院は2つの請求項はいずれも有効であると判断(審決)した。その後、栗村化学が不服を申し立てることとはなく、当該特許の請求項が有効であったとした特許審判院の審決は6月に確定した。



【日本のアーティエンスグループと系列会社のトーヨーケムが共同保有する特許「導電性シート及びその製造方法、並びに電子部品」の代表図】

これに先立ち、2023年に特許審判院は「474特許」の請求項1および10を無効であると判断していたが、2025年に特許法院がこの判断を覆した。その後、大法院が上告を棄却し、事件は特許審判院に差し戻された。今回、特許審判院は大法院の上告棄却の趣旨に沿って、請求項1および10を有効であると判断した。

当該「474特許」は、プリント配線板(PWB)などの電子部品に接着する際に用いる導電性シート(接着フィルム)に関する技術である。熱硬化性樹脂と、樹木の枝のようなデンドライト状(凹凸があり、枝分かれした形状)の導電性粒子とを組み合わせ、加熱プレス工程において樹脂が過度に流れ出さず、加工性を改善する方法について説明している。また、プレス前後の厚み変化や粒子の大きさ、含有量などを最適化し、微細回路においても電氣的接続と接着性能を安定的に確保できると記述している。

アーティエンスとトーヨーケムは、2022年5月、栗村化学を相手取り、ソウル中央地方法院に特許侵害訴訟を提起した。栗村化学は対抗措置として、当該特許を無効化するために、2022年8月に特許審判院へ無効審判を請求した。しかし、約4年に及ぶ無効紛争の末、争点となった特許の無効化には失敗した。

アーティエンスとトーヨーケムは、無効紛争中に特許審判院に対して当該特許の訂正審判を請求し、特許審判院はこれを認めた。一般的に、特許が無効となる可能性がある場合に訂正審判を請求する。特許を訂正すれば権利範囲が狭くなるが、栗村化学は訂正結果について不服を申し立てなかった。

8月中旬にソウル中央地方法院で開かれた弁論期日では、双方が鑑定申請書の提出、損害賠償額の算定、追加書面の提出などをめぐって主張を繰り広げた。弁論はまだ終結しておらず、原告であるアーティエンスとトーヨーケムが請求している訴額は3億ウォン(約3,500万円)である。

栗村化学の今年上半期の業績は、売上高2,833億ウォン(約328億円)、営業利益101億ウォン(約11億7,000万円)だった。前年同期と比べ、売上高は12%増加した一方、営業利益は12億ウォン(約1億4,000万円)減少した。

artience
TOYOCEM

 栗村化学



出願動向

電力システムの柔軟性を高める

エネルギー貯蔵システム(ESS)、韓国が主導

過去20年間、世界の電力システム向けエネルギー貯蔵システム(ESS)の特許出願で韓国が1位

電力システム用エネルギー貯蔵システム(ESS: Energy Storage System)分野の特許出願において、韓国(出願人の国籍別)が過去20年間で6,030件を出願し、1位を占めた。企業別ではLGエナジーソリューション(4,605件)が最多出願企業として1位となるなど、上位10位以内に韓国企業が4社ランクインし、この分野の特許出願を主導していることが明らかになった。

知識財産処が、過去20年間(2004～2023年)にIP5(韓国・米国・中国・欧州・日本)に申請されたESS関連の特許出願を分析した結果、この分野の特許出願が2004年の32件から2023年には4,010件へと約125倍に増加したと明らかにした。

人工知能(AI)の普及や半導体などの先端産業の成長により、安定した電力供給の重要性が高まるなか、太陽光・風力などの再生可能エネルギーの拡大に伴い、地域別・時間帯別の発電量の変動に対応する必要性も高まっている。これに伴い、発電所や送電線路などの電力設備を拡充するだけでなく、電力が余ったり不足したりする時間帯や地域間の需給の差を緩和し、電力系統を柔軟に運用するためのESSの技術も重要になってきている。

[電力系統用ESS]

ESSは、生産された電力を蓄え、必要なときに使用するエネルギー貯蔵システムであり、家庭・産業施設・電力系統など、さまざまな場所で活用されている。このうち、電力系統用ESSは、電力系統に連携し、電力が余る時間帯にエネルギーを蓄え、必要なときに供給することで、電力の需給を調節する貯蔵システムである。

電力系統用ESSは、貯蔵システムに電力変換・管理・制御技術などが組み合わされており、再生可能エネルギーの発電量の変動に対応したり、周波数を調整したりするなど、電力系統の柔軟性と安定性を高めるために活用される。

< 電力系統用ESSの特許出願、韓国が1位、直近3年間の年平均増加率も1位 >

出願人の国籍別に見ると、韓国が6,030件(41.3%)で最も多く、中国5,176件(35.4%)、米国1,283件(8.8%)、日本1,220件(8.4%)、ドイツ250件(1.7%)の順だった。韓国は、直近3年間(2021～2023年)の年平均出願増加率でも68.6%を記録し、米国(53.1%)、中国(48.2%)、ドイツ(33.3%)、日本(12.1%)を上回り、韓国が主導権を維持していることが分かった。

< LGエナジーソリューションが1位、サムスンSDIが3位など、トップ10に韓国企業4社がランクイン >

出願人(企業)別では、LGエナジーソリューションが1位

(4,605件)、CATLが2位(2,653件)、サムスンSDIが3位(242件)を占めた。また、LSエレクトリック(114件)とサムスン電子(78件)もそれぞれ7位、8位にランクインし、上位10社の中に韓国企業4社が名を連ね、この分野の技術開発を主導していることが分かった。

< 貯蔵システムの安全・管理技術が半数以上を占める >

技術別に見ると、貯蔵システムの状態や熱・火災のリスクを管理する貯蔵システムの安全・管理技術が7,705件(52.8%)で最も多く、電力を長時間貯蔵・供給する長時間貯蔵技術が5,338件(36.5%)、貯蔵電力を変換して電力系統に接続する電力変換・連系技術が1,562件(10.7%)と続いた。これは、電力系統用ESSの技術開発が、安全性の確保から長時間の貯蔵、電力系統への連系に至るまで幅広く行われていることを示している。

知識財産処の電気通信審査局長は、「再生可能エネルギーの拡大や電力需要の変化に対応するため、電力を必要ときに蓄え、供給できるESSの重要性が高まっている」とし、「優れた技術に対する迅速かつ正確な権利化を通じて、韓国企業がESS分野で蓄積してきた技術開発力、特許能力を基盤に、中核となる知的財産(IP)をさらに強固に確保し、これを活用して海外の電力系統市場への進出基盤を強化できるよう、積極的に支援していく」と述べた。



最新技術

釜山大学の研究チーム、437度に耐える

炭素繊維複合材の製造技術を開発

釜山大学の研究チームが、437度まで耐えられる炭素繊維複合材の製造技術を開発した。

釜山大学は、応用化学工学部の研究チームが、超高温環境下で使用可能な炭素繊維強化複合材料(CFRP)の製造技術を開発したと明らかにした。

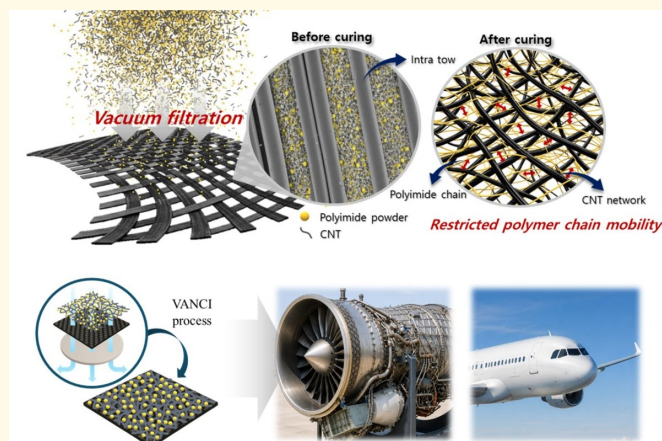
炭素繊維強化複合材料は、軽量でありながら強度が高いため、航空機、宇宙構造物、自動車など、軽量化が重要な産業分野において中核的な構造物材として活用されている。

しかし、複合材の内部で炭素繊維を結合する高分子樹脂は、温度が高くなるほど分子鎖の動きが増加し、剛性が低下する。

研究チームは、高耐熱高分子とカーボンナノチューブネットワークを炭素繊維に同時に導入する「VANCI工程」を開発し、複合材が軟化し始める温度を437度まで引き上げた。

研究チームは「宇宙航空・防衛産業などの分野で求められる超高温複合材料を効率よく製造できる中核工程へと発展することが期待される」と述べた。

今回の研究成果をまとめた論文は、国際学術誌「Advanced Composites and Hybrid Materials」に掲載された。



商 標

コーヒー用品のオンラインモール「メガコーヒー」

対 フランチャイズ「メガMGCコーヒー」、

商標権紛争...勝者は？

韓国で数千店舗を展開し、大容量でコストパフォーマンスに優れたコーヒーの代名詞として定着したフランチャイズブランド「メガMGCコーヒー(MEGA COFFEE)」のこの有名フランチャイズの標章は、もともと存在していた「メガコーヒー」の商標権の権利範囲に含まれ、商標権を侵害しているのだろうか。

特許法院は、両標章の形状や名称、そして消費者が抱く観念が明確に異なり、「互いに混同される恐れはない」として、メガMGCコーヒー側の主張を認めた。

17年続くコーヒー豆のオンラインモール「うちが元祖メガコーヒー」 vs フランチャイズ「標章も図形も明確に異なる」

事件の発端は2022年にさかのぼる。原告のA氏は、2007年から「メガコーヒー」というドメインでオンラインモールを運営し、コーヒー豆やカフェ用品を販売してきた。2016年には「メガコーヒー」に関するサービスマークを正式に登録し、10年以上にわたり累計売上高7,000億ウォン(約793億円)以上を上げ、業界1位の座を維持してきた。

問題は、いたる所に現れ始めた黄色い看板の「メガMGCコーヒー」だった。被告である株式会社B社が運営するこのフランチャイズが「MEGA COFFEE」という標章を使用すると、A氏側は自社の登録商標権が侵害されたとして反発した。

これに対し、被告のB社は特許審判院に対し、「当社が使用する標章はA氏の登録商標の権利範囲に属さない」として消極的権利範囲確認審判を請求し、特許審判院がB社の主張を認めたため、これを受け入れられなかったA氏が特許法院に訴訟を提起した。

法院、「MEGA COFFEEは単なる大容量の表示とはいいい
難い」

裁判の中核となる争点の一つは、確認対象標章の「MEGA COFFEE」の部分が、単にコーヒーの大きさや量を意味する性質表示に過ぎず、商標権の効力が及ばないかどうかということだった。

特許法院第4部はこれに対し、「単なる性質表示とは断定し難い」として、A氏側の商標の識別力を認めた。

裁判部は、「MEGAには、100万、非常に大きい、という辞書的な意味があるが、コーヒーや菓子などの食品・飲料分野には天文学的な単位の表現は合致せず、主に重量(g、kg)によって商品を区別している」と指摘した。

また、「韓国のコーヒー専門店が大容量のコーヒーを表示する際には、tall、grande、ventiなどを主に使用し、『mega』を使用するケースは稀であり、一部で使用されているとしても、容量が1Lまたは600mLなど、その意味が統一されているわけではない」とし、「MEGA」がコーヒーの数量や形状を直接表示する水準に達しているとは判断しなかった。

「黄色のMGCシンボルと呼称の差異は明確」

しかし、識別力が認められたにもかかわらず、A氏は最終的に勝訴することはできなかった。両標章が実際に類似しているかどうかを判断する類似性の判断において、法院の判断が分かれたためである。

商標の類似性を判断する際には、文字や図形、色など全体的な構成要素を考慮する「全体観察の原則」と、強い印象を与える要素を対比する「要部対比の原則」が適用される。

裁判部は、メガMGCコーヒーの確認対象標章を分析し、性質表示に該当する小文字の「BIG SIZE 2 SHOT」を除き、中央に黄色で大きくデザイン化された「MGC」シンボルと、その両側の「MEGA COFFEE」全体が主要な印象を与える「要部」とであると判断した。

これに基づき、法院は両標章の差異点を次のように明確に指摘した。

・外観(形状)：構成する文字の差異、黄色のMGC図形の

有無、色や配列の差異により、外観は互いに大きく異なる。

・呼称(音)：A氏の商標は「メガコーヒー」と呼ばれるのに対し、被告の標章は「メガMGCコーヒー」と呼ばれ、聴覚上明確に区別される。

・観念(意味)：A氏の商標が「非常に大きなコーヒー」を意味するのに対し、被告の標章は全体として「非常に大きなMGCコーヒー」と認識されるため、観念そのものが互いに異なるか、あるいは対比されない。

最終的に裁判部は、「確認対象標章は、外観、呼称、観念がいずれも異なり、原告の登録サービスマークと類似していない」とし、「使用サービス業が同じ又は類似しているかをさらに検討する必要もなく、被告の標章は原告の権利範囲に属さない」と判決を下した。



知識財産処、 書体デザインの出願要件を緩和

書体デザインを出願する際に提出しなければならない文字と図面の数が大幅に削減される。

知識財産処は、「デザイン保護法施行規則」の一部改正令案を9月21日から11月2日まで立法予告を行っている。

今回の改正案は、書体デザインの出願過程で生じる出

願人の図面作成の負担を軽減し、審査過程で生じる補正・補完を減らすことで、出願の利便性を高めるために策定された。

現在、書体デザインを出願するには、ハングルの場合、5枚の図面に500字の指定文字を表現しなければならず、漢字の場合は9枚の図面に900字の指定文字を表現しなければならない。しかし、一部の文字構造が繰り返され、構成上の不均衡があるため、出願過程において不要な負担が大きいのという指摘がなされてきた。

改正案は、書体の特徴を判断するために必要な造形的な情報は維持しつつ、重複する構成を大幅に削減することに焦点を当てた。

ハングル書体の指定文字は500字から209字に、提出図面は5枚から2枚に削減される。漢字書体についても、指定文字が900字から310字に減り、図面は9枚から2枚に簡素化される。

知識財産処は、これに伴い出願人が書体デザインを準備するのに要する時間と労力を減らし、審査に必要な造形情報をより効率よく確認できるようになると期待している。

改正案には、3次元モデリングファイル、いわゆる3D図面の提出過程で生じ得るエラーを減らすための内容も盛り込まれた。

デザイン出願人は、一般的な2次元図面だけでなく、3次元モデリングファイルを図面として提出することができる。しかし、作成プログラムやファイル間の互換性などの問題により、審査用ビューアでファイルが開かない、あるいはデザインの一

部が正しく表示されないことが発生する可能性がある。

知識財産処は、出願人が予期せず不利益を被る可能性があることを考慮し、3D図面の提出前に、審査用ビューアでデザインが正常に表示されるかどうか確認するよう案内を強化する予定である。

万が一、3D図面が正常に表示されない場合には、他の形式の3Dファイルや2D図面など、代替手段にて提出できるという点についても併せて案内する。

知識財産処の商標デザイン審査局長は、「書体デザインを出願するために作成しなければならない文字や図面の数が大幅に減り、出願人がより便利に書体デザインを出願できるようになると期待している」とし、「今後もデザイン現場の声に耳を傾け、デザイン出願人がより容易にデザイン権を確保できるよう支援していく」と述べた。



韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA & HAにお任せ下さい

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.com
Website : <http://haandha.com>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail: st@stpat.co.kr